事業主の皆様へ

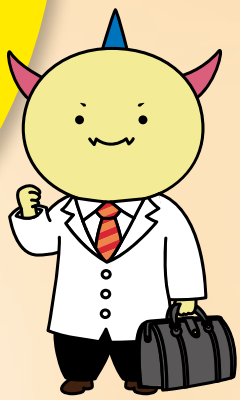




個人住民税の特別徴収は法令上の義務です。

パート、アルバイト、
役員等を含む全ての従業員から
特別徴収してください。





特別徴収とは

市町村が計算した税額通知に基づき、事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を**引き去り（給与天引きし）**、納入していただく制度です。
特別徴収は、特別ではなく「原則」です。

特別徴収の仕組み



（従業員がお住まいの）
市役所・町役場

❶給与支払報告書を提出（1月31日まで）

❷特別徴収税額を通知（5月31日まで）

❺住民税を納入（翌月10日まで）



事業主
（給与支払者）

❸特別徴収税額通知を配布

❹毎月の給与から住民税を引き去り（6月から翌年5月まで）



従業員
（納税義務者）

具体的な手続きは、中面2～3ページをご覧ください。

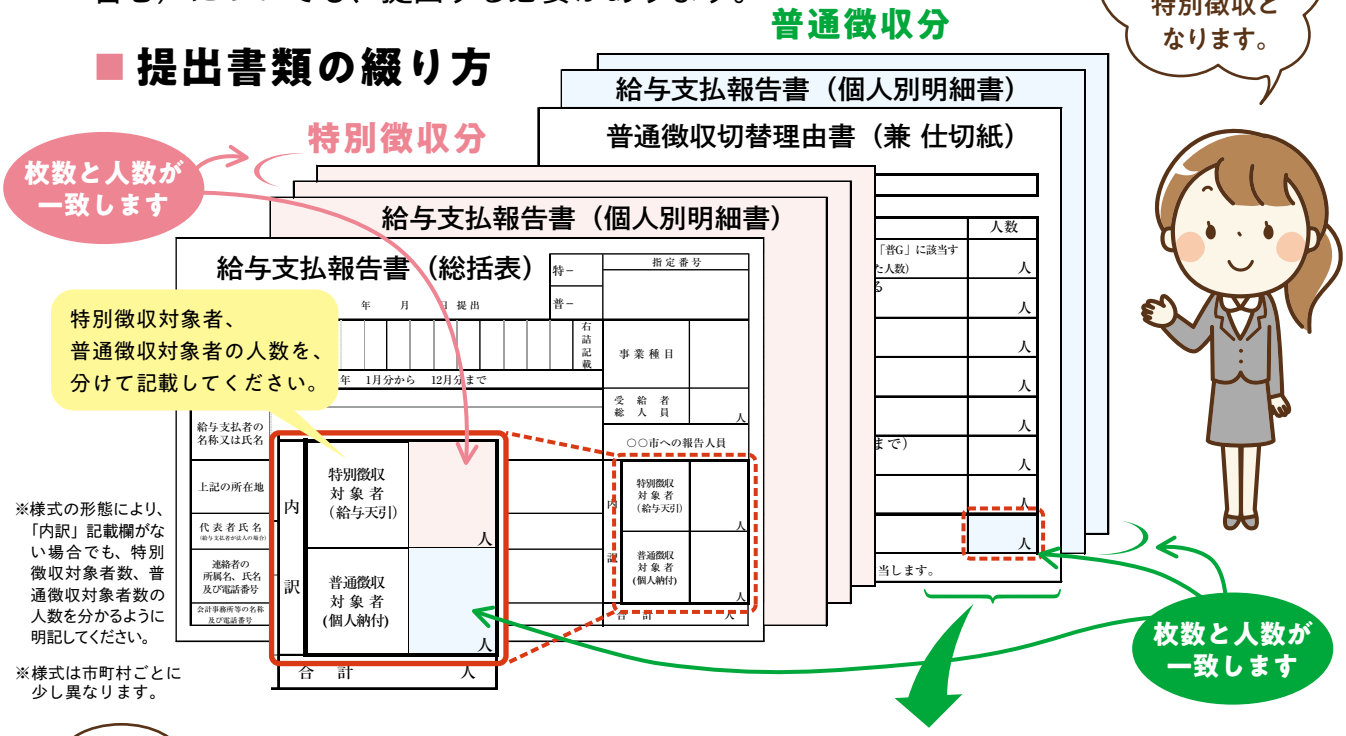
個人住民税 特別徴収の手続きについて

1. 給与支払報告書の提出

事業主は、**1月31日まで**に、全ての従業員について**「給与支払報告書」を提出**します。提出先は、従業員が1月1日にお住まいの市町村です。
退職・休職者やパート、アルバイト、役員等（個人で確定申告する者含む）についても、提出する必要があります。

原則として、全ての従業員が特別徴収となります。

■提出書類の綴り方



※様式の形態により、「内訳」記載欄がない場合でも、特別徴収対象者数、普通徴収対象者数の人数を分かるように明記してください。

※様式は市町村ごとに少し異なります。

手続が必要です!

普通徴収としたい従業員がいる場合
下記「普A」～「普G」の理由に該当する場合のみ認められます。

1. 「普通徴収切替理由書」を提出します。（理由ごとに人数を記入します。）

普通徴収切替理由書　（兼　仕切紙）

指定番号		市町村名	

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が２人以下（下記「普B」～「普G」に該当するすべての（他市町村分を含む）従業員を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収を行っている ※乙欄適用者を含む	人
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が103万円以下）	人
普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）	人
普E	個人事業主の事業専従者	人
普F	退職者、休職者又は退職予定者 ※退職予定の場合は５月末日まで	人
普G	１年未満の契約社員	人
合計		人

※「普A」は、従業員全員が普通徴収対象の場合のみ該当します。

2. 「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に、該当する符号を記載します。

〈記載例〉

内	円				
	909,840		120, 0		
(摘要) 例 普 F					
生命保険料の金額	新生命保険料	円	旧生命保険料	円	介護保険
	180,000		100,000		

符号を必ず記入してください。

中途就・退職					受給者
就職	退職	年	月	日	元号
	○	8	3	31	

退職日（5月末までの退職予定日を含む）を記載してください。

退職年月日に記載がある場合のみ、符号を省略できます。

1.および2.の手続きがない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。

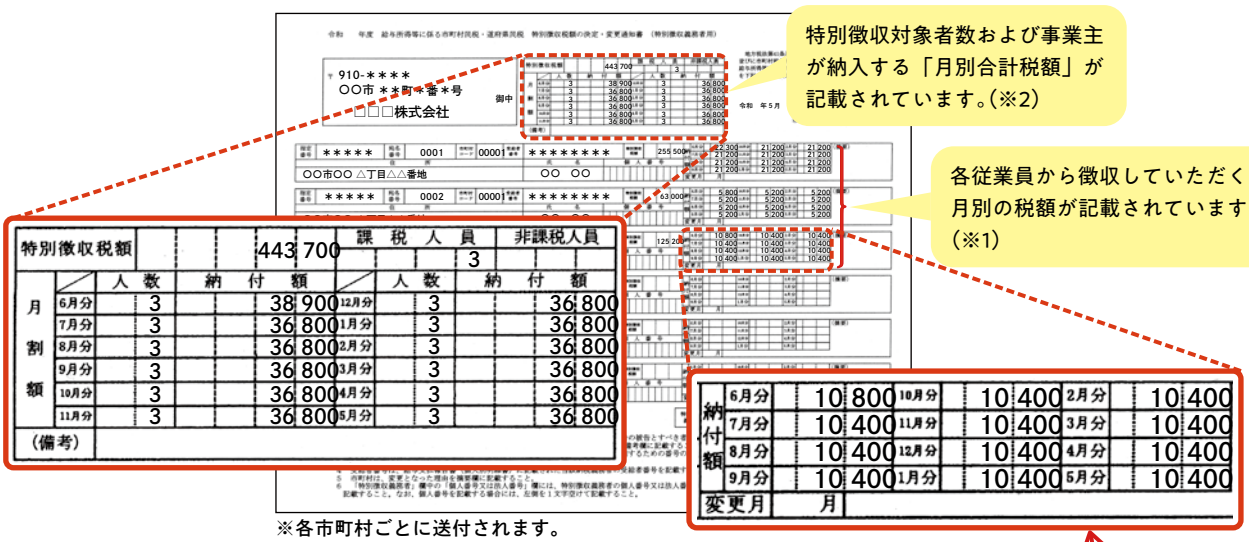
eLTAX（エルタックス/電子申告）で提出する場合

普通徴収としたい従業員がいる場合は
❶「給与支払報告書（個人別明細書）」摘要欄に、符号を記入します。
❷「普通徴収」欄にチェックを入力します。
※②の手続きがない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。
（乙欄適用の場合を含む）
※「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。



2. 特別徴収税額決定通知書の送付

5月31日までに、従業員が1月1日にお住まいの市町村から、事業主あてに、「特別徴収税額決定通知書」（特別徴収義務者用・納税義務者用）が送付されます。

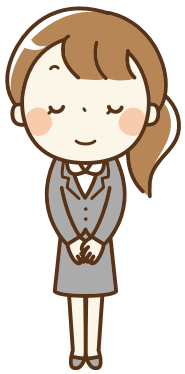


※各市町村ごとに送付されます。

3. 給与から引き去り

6月から5月まで（全12回）、「特別徴収税額決定通知書」（特別徴収義務者用）に記載されている月別の税額（※1）を、従業員の給与から引き去りしてください。

4. 納期と納入



給与から引き去りした個人住民税の月別合計税額（※2）は、徴収した月の翌月10日までに、各市町村から送付された納入書で納めてください。

※従業員が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

※ 特別徴収ができなくなった場合

退職や転勤等により、従業員に異動があった場合は、従業員がその年の1月1日にお住まいの市町村に、異動があった日の翌月10日（※）までに「異動届出書」を提出してください。
※お住まいの市町村によって提出期限が異なる場合があります。

Q&A

Q 普通徴収としたい従業員がいるのですが、どうしたらよいですか？

A 下の**普通徴収が認められる場合**に該当するかどうかご確認ください。該当しない場合は、特別徴収をしてください。

普通徴収としたい従業員がいる場合には、給与支払報告書提出の際に、次の手続きが必要です。（2～3ページ参照）



❶「普通徴収切替理由書」の提出
❷「給与支払報告書（個人別明細書）」摘要欄への符号の記載

普通徴収が認められる場合

A 総従業員数が2人以下
B～Gに該当する全ての（他市町村分を含む）従業員を差し引いた人数

B 他の事業所で特別徴収を行っている
乙欄適用者を含む

C 給与が少なく税額が引けない
例：年間の給与支払額が103万円以下

D 給与の支払いが不定期
例：給与の支払いが毎月でない

E 個人事業主の事業専従者

F 退職者、休職者又は退職予定者
退職予定の場合は5月末日まで

G 1年未満の契約社員

Q 従業員がパートやアルバイトでも、特別徴収しなければなりませんか？

A 左の表に該当しない場合は、パートやアルバイト、役員等も特別徴収をする必要があります。

Q 従業員が普通徴収を希望する場合は、普通徴収とすることができますか？

A 従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。

Q 外国人従業員（研修生等含む）が退職、帰国（出国）する際はどうすればいいですか？

A 一括徴収または納税管理人の選任をお願いします。

特別徴収の手続きは、中面2～3ページをご覧ください。

令和6年度から個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受け取りが始まっています。

詳しくはこちら▶ eLTAXホームページ https://www.eltax.lta.go.jp

具体的な手続きに関する問い合わせ

福井市 市民税課 0776-20-5306	あわら市 税務課 0776-73-8011	越前町 税務課 0778-34-8709
敦賀市 税務課 0770-22-8106	越前市 税務課 0778-22-3014	美浜町 税務課 0770-32-6702
小浜市 税務課 0770-64-6004	坂井市 税務課 0776-50-3023	高浜町 税務課 0770-72-7707
大野市 税務課 0779-64-4811	永平寺町 住民税務課 0776-61-3944	おおい町 税務地籍課 0770-77-4052
勝山市 市民課 0779-88-8101	池田町 住民税務課 0778-44-8001	若狭町 税務住民課 0770-45-9101
鯖江市 税務課 0778-53-2210	南越前町 町民税務課 0778-47-8014	

発行 福井県税務課 0776 - 20 - 0257

R7. 10 印刷